

佐賀県伝承芸能担い手確保支援事業Q&A

R7.3.26作成

	質問(Q)	回答(A)
1	全ての伝承芸能団体がこの事業に参加しなければならないのですか。(ボランティアを受け入れなければならないのですか。)	参加(ボランティアの受け入れ)を希望する団体が対象です。全ての伝承芸能団体に参加を求めるものではありません。
2	ボランティアは必ず来てくれるのですか。	ボランティア募集の呼びかけは行いますが、必ず応募があるとは限りません。
3	ボランティアの方に謝礼や交通費を支給しなければなりませんか。	あくまで「ボランティア」であるため謝礼等の支給は必要ないと考えますが、受入れ伝承芸能団体の判断により対応してください。
4	ボランティアの方の交通費や食事代等は県からの補助がありますか。	ボランティア受け入れに係る県の補助はありません。
5	ボランティアの申込みがあったら、県から伝承芸能団体に連絡があるのですか。	ボランティアの申込みは、ボランティア希望の方から伝承芸能団体へ直接連絡があります。 (伝承芸能団体は、事業参加申込書にボランティア希望者の方が連絡可能な連絡先を記載してください。)
6	ボランティアの方との間でトラブルが発生してしまいましたが、県がトラブルの仲介をしてくれるのですか。	県では仲介はしません。トラブルの未然防止のためにも、ボランティアの方の受け入れに当たっては、受け入れ伝承芸能団体とボランティアの方の間で、事前に十分なコミュニケーションを図っていただくようお願いします。(受入れ条件等を事前に周知しておく等)
7	伝承芸能団体が県に事業参加を申し込む場合、市町を経由する必要はありますか。	県に直接申し込んでください。市町を経由する必要はありません。
8	伝承芸能の習得のための講習等の受講生を募集する場合も本事業の対象となりますか。	講習や教室等の習い事と捉えられるようなものは、事業の趣旨にそぐわないため、本事業の対象外とさせていただきます。